

福祉用具について

I 現状と課題

【制度の概要】

- 福祉用具は、「要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるもの」としており、以下のものを対象種目として厚生労働大臣告示で定めている。

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

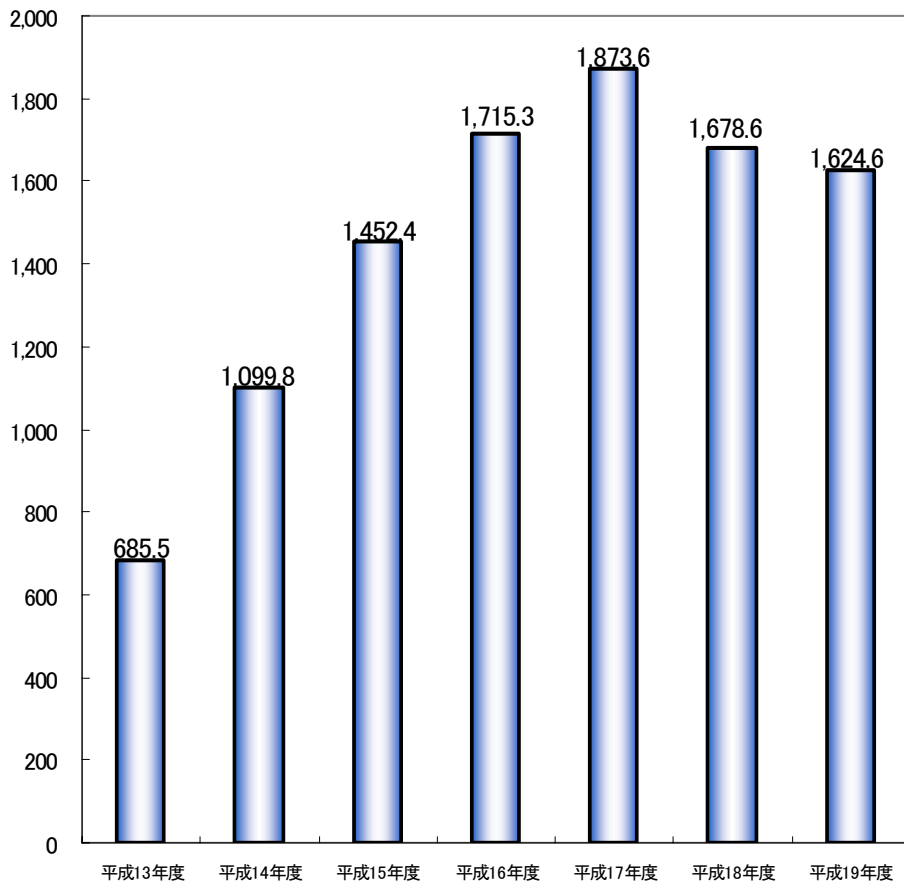
③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

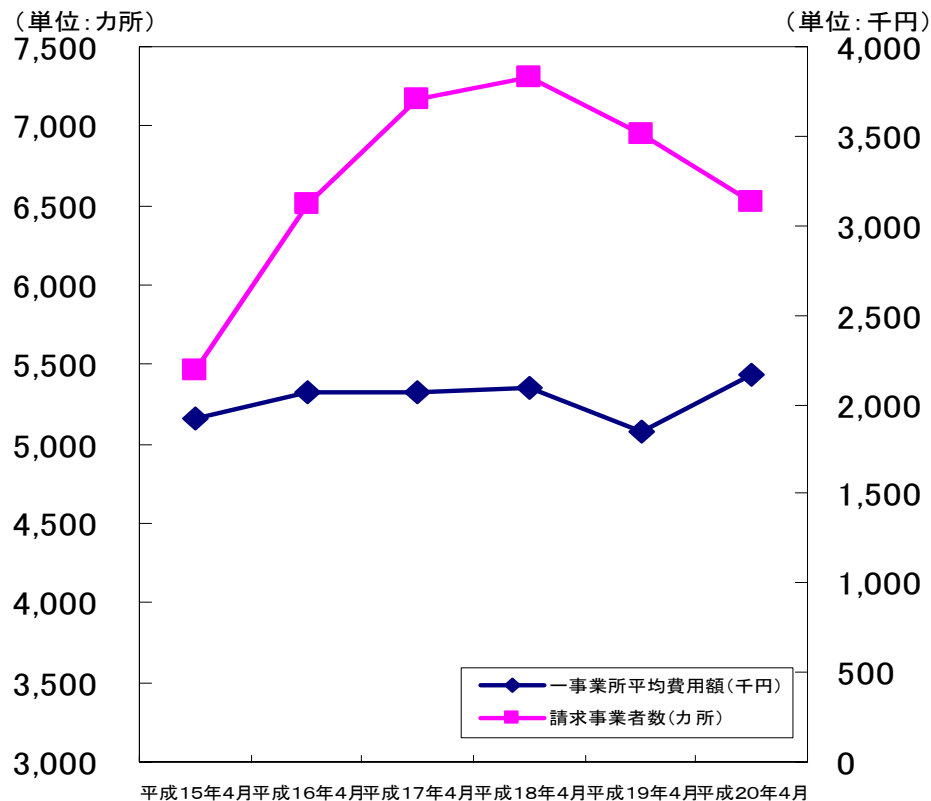
【福祉用具貸与の状況①】

- 福祉用具貸与費用額は、平成18年度以降減少している。
- 請求事業所数は、平成18年以降減少を続けている。
- 一事業所当たり費用額は、平成19年に減少したが、平成20年に増加しており、この要因としては、事業所数の減少により相対的に平均費用額が増加したためと考えられる。

(単位:億円) 福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)



福祉用具貸与事業所数(介護予防福祉用具貸与請求事業所数を含まず)及び1事業所当たり平均費用額の推移



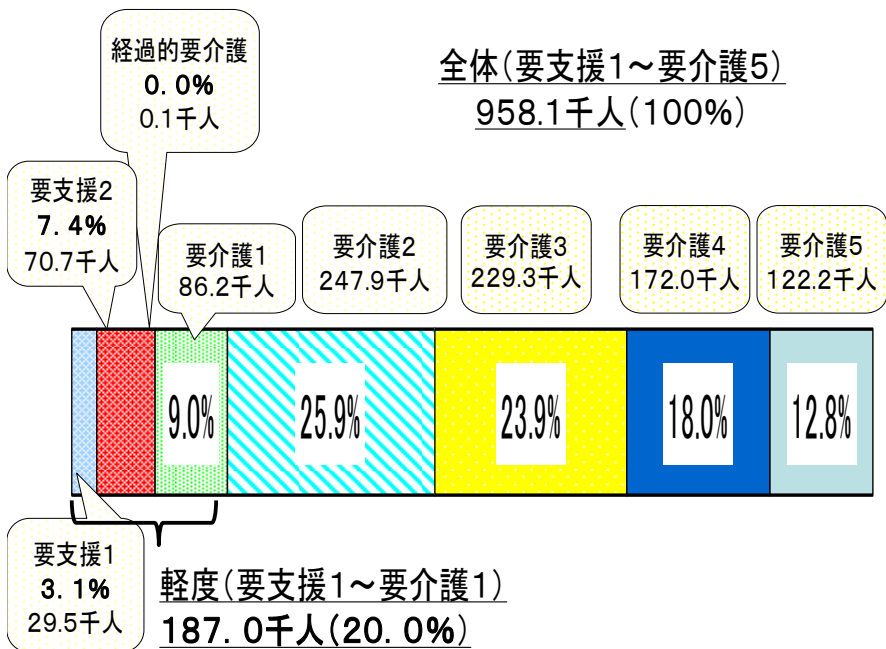
平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年4月

(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査」

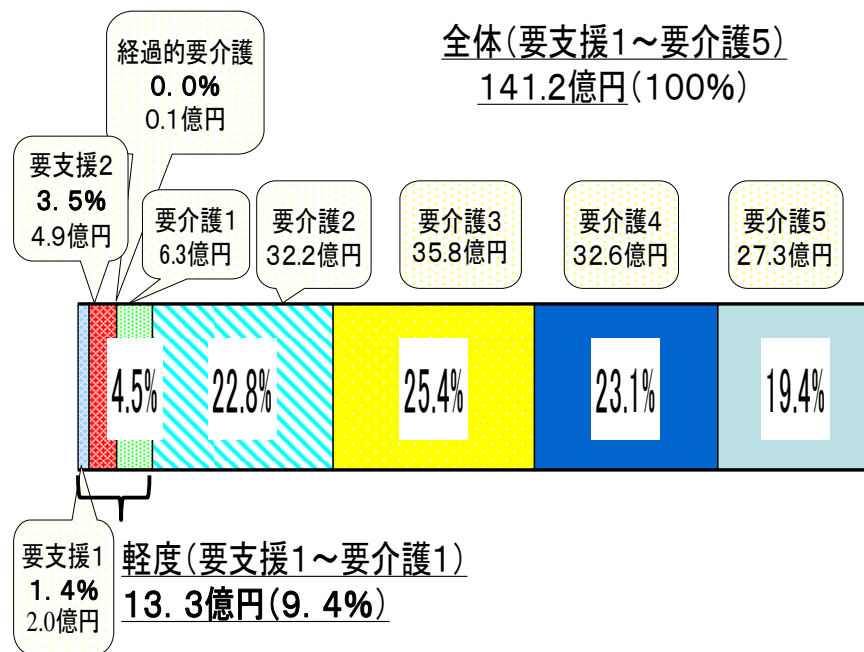
【福祉用具貸与の状況②】

○ 軽度者(要支援1～要介護1)の状況を見ると、受給者数は全体の20.0%となっており、費用額では9.4%となっている。

福祉用具貸与の要介護度別の受給者数（平成20年4月サービス分）



福祉用具貸与の要介護度別の費用額（平成20年4月サービス分）



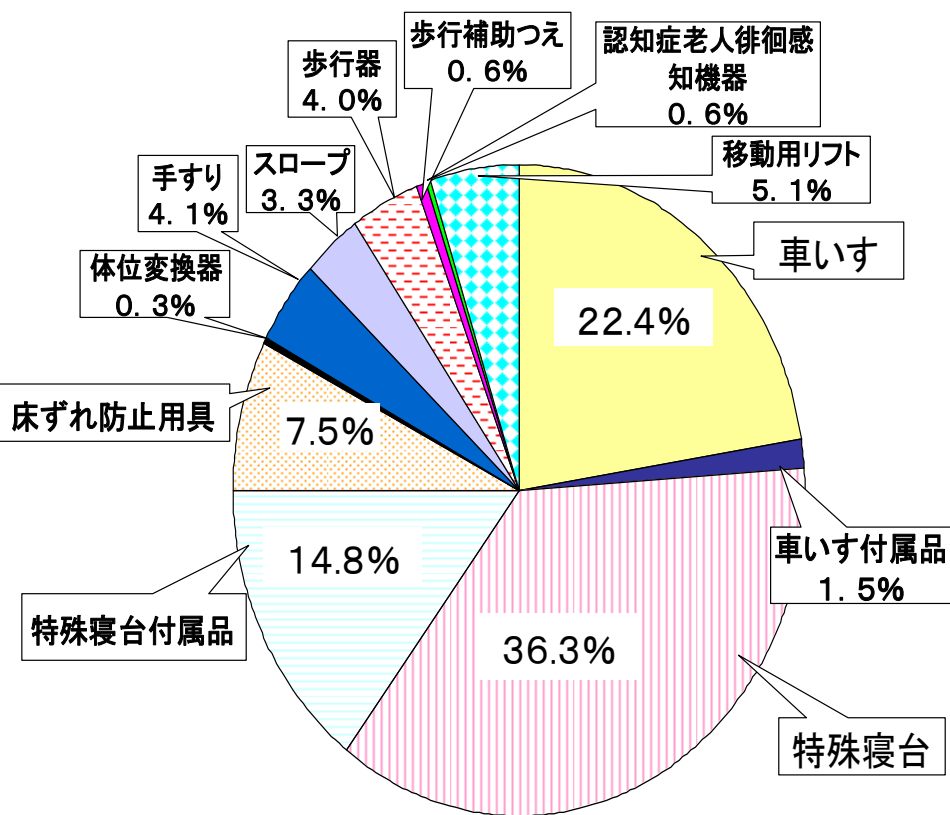
(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査」

【福祉用具貸与の状況③】

- 福祉用具貸与費のうち、車いす(付属品を含む)と特殊寝台(付属品を含む)で、75.0%を占めている。
- 要介護度別の種目毎の利用割合を見ると、種目毎、要介護毎にそれぞれしめる割合が異なることが分かる。

福祉用具貸与の請求内訳(平成20年4月サービス分)

計:141.8億円/月



福祉用具貸与の要介護度別の種目毎の利用割合(平成20年4月サービス分)

	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
車いす	1.4%	3.4%	0.0%	5.3%	22.3%	27.2%	24.7%	15.8%	100.0%
車いす付属品	0.2%	0.9%	0.0%	2.2%	26.9%	28.6%	23.5%	17.8%	100.0%
特殊寝台	1.4%	3.3%	0.0%	4.0%	15.9%	22.5%	28.2%	24.7%	100.0%
特殊寝台付属品	0.2%	0.8%	0.0%	2.0%	25.6%	29.2%	25.1%	17.2%	100.0%
床ずれ防止用具	0.1%	0.2%	0.0%	0.7%	7.2%	14.4%	28.8%	48.7%	100.0%
体位変換器	0.0%	0.0%	-	0.0%	4.0%	8.7%	22.2%	65.9%	100.0%
手すり	4.9%	13.0%	0.0%	17.3%	27.3%	23.3%	11.6%	2.7%	100.0%
スロープ	0.3%	0.8%	-	2.0%	10.2%	24.4%	34.7%	27.7%	100.0%
歩行器	7.6%	18.2%	0.0%	18.2%	27.8%	18.8%	7.8%	1.6%	100.0%
歩行補助つえ	4.7%	13.8%	0.0%	15.7%	29.9%	23.7%	10.6%	1.7%	100.0%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	-	2.6%	15.8%	36.8%	34.2%	10.5%	100.0%
移動用リフト	0.4%	2.1%	0.0%	3.9%	24.1%	28.2%	24.5%	16.8%	100.0%

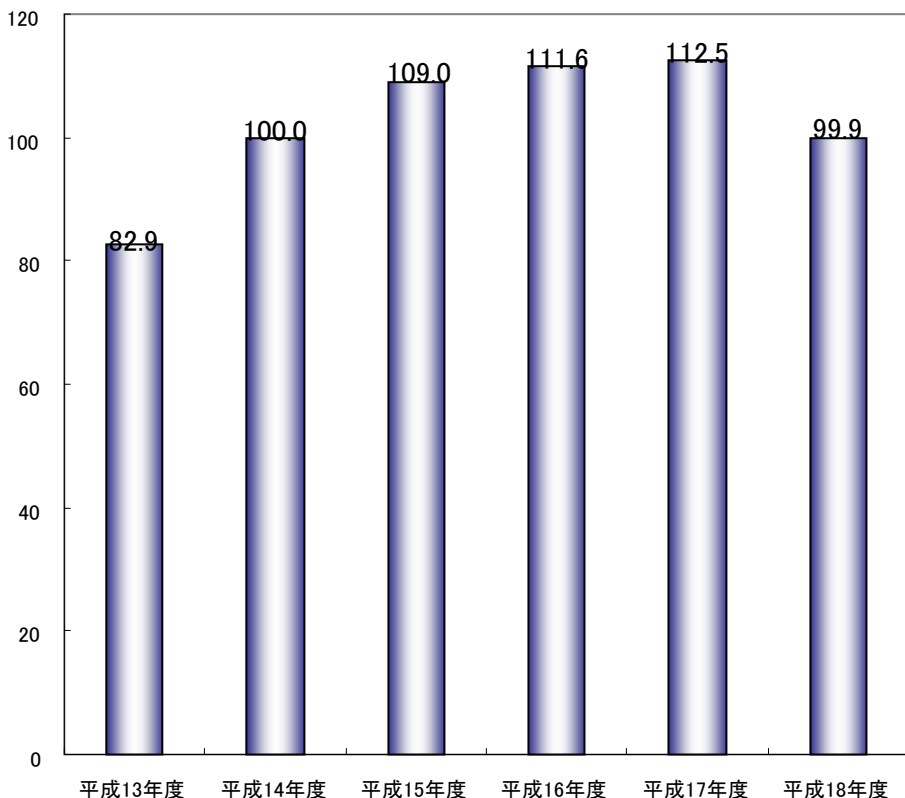
(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査」

【特定福祉用具販売の状況】

- 福祉用具販売費は、平成18年度に減少に転じた。
- この要因としては、平成18年度の改正により、事業者指定制の導入によることが考えられる。

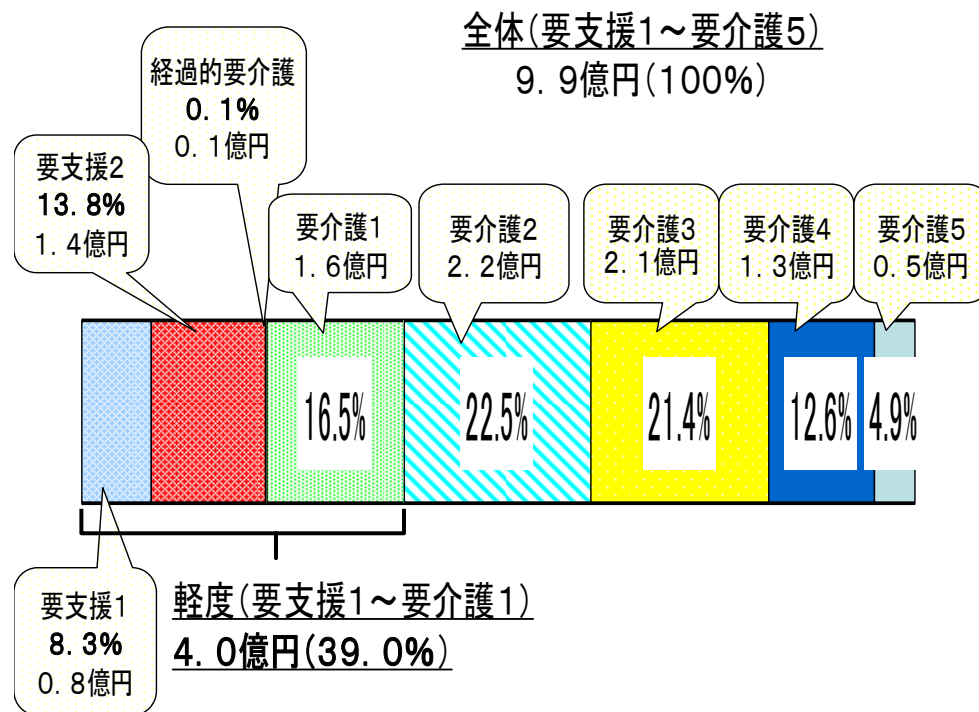
特定福祉用具販売の給付費(介護予防を含む)

(単位:億円)



(※)給付費=自己負担分を除く。

特定福祉用具販売の給付費(平成20年1月支出決定分)



(※)給付費=自己負担分を除く。

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

【平成18年度の見直し及び平成19年度に見直しについて①】

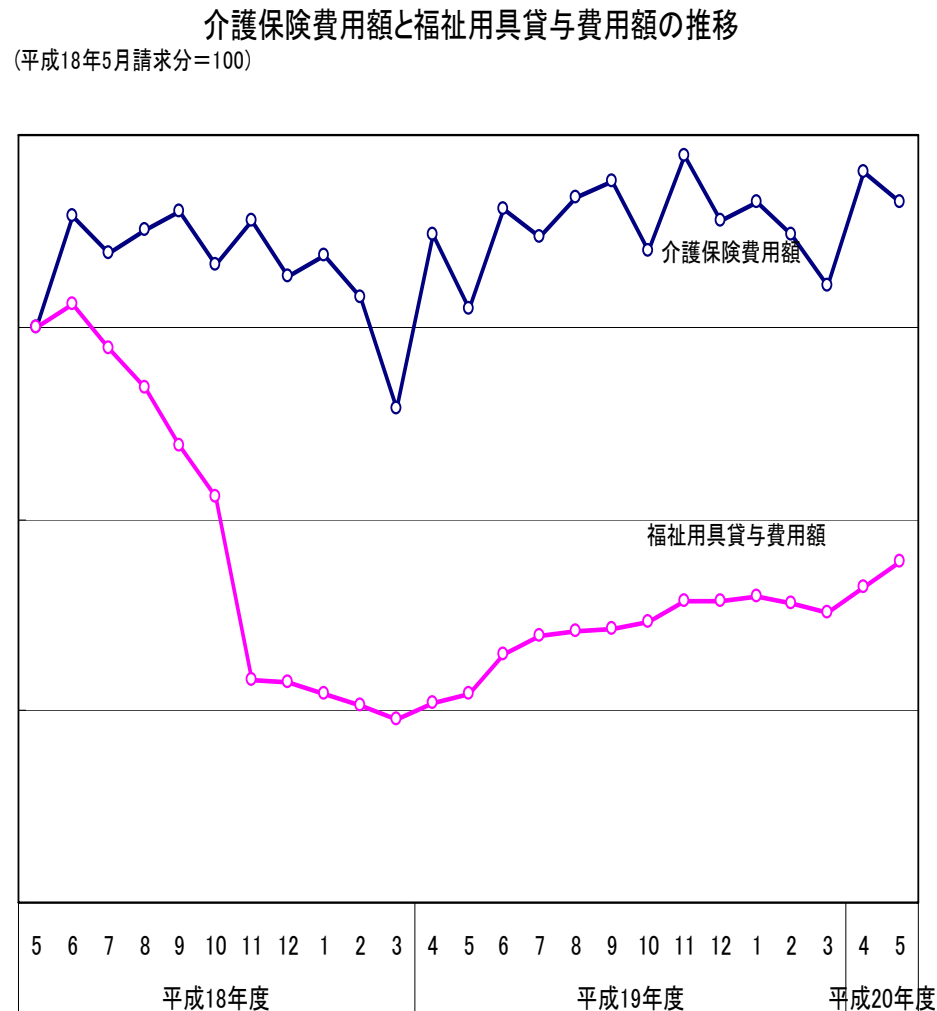
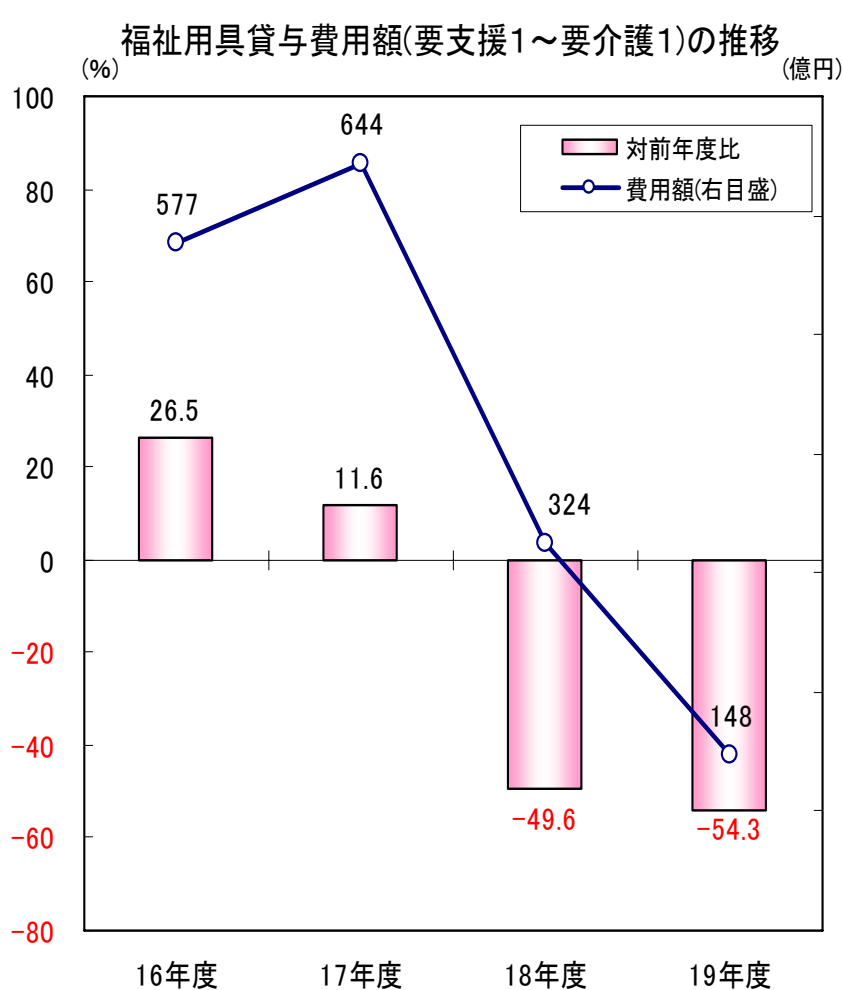
- 福祉用具貸与は、平成18年度に、軽度者（要支援1～要介護1）について、状態像から見て利用の想定しづらい車いす、特殊寝台等の8種目を原則給付の対象外とする見直しを行った。
- しかし、福祉用具を必要とする状態であるにもかかわらず、利用出来ない者も存在したことから、平成19年度に一定の場合には給付対象となるよう、再度見直しを行った。

平成18年度及び19年度の見直し概要

平成18年度見直し (原則給付対象外とした種目)	平成19年度見直し (給付対象となる場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病その他の原因により、次のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1 日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等) 2 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化 等) 3 身体への重大な危険回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者(例:ぜんそく発作時等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等) ○ 福祉用具を必要とする状態であることが、①医師の判断、②ケアマネジメントでの判断、③市町村の確認の全ての手続きを経ていること。
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 	
<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症老人徘徊感知機器 	
<ul style="list-style-type: none"> ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) 	

【平成18年度の見直し及び平成19年度の一部見直しについて②】

- 平成18年度の見直しに伴い、軽度者の福祉用具貸与費用額は、制度改正前の平成17年度と比較して、平成19年度で496億円(▲77%)減少した。
- この結果、平成18年4月を100として、介護保険給付全体と福祉用具貸与の推移を比較すると、保険給付全体は概ね100を超える一方、福祉用具貸与は90を下回る状況が継続している。



【介護事業経営実態調査結果について】

- 収支差率は1.8%となっている。
- 収支差率は二局化している。
- 地域別に収支差率を見ると、都市部が高く、地方が低くなる傾向にある。
- 実利用者が多くなるほど、収支差率が高くなる傾向にある。

平成20年経営実態調査 福祉用具貸与(予防を含む)

	20年調査	
	千円	
1 介護料収入	2,789	
2 保険外の利用料	58	
3 補助金収入	1	
4 国庫補助金等特別積立金取崩額	0	
5 介護報酬査定減	-17	
6 その他	53	
7 給与費	1,432	49.6%
8 減価償却費	130	4.5%
9 その他	1,236	42.8%
10 うち委託費	285	9.9%
11 借入金補助金収入	0	
12 借入金利息	33	
13 本部費繰入	3	
14 収入	2,885	
15 支出	2,833	
16 差引	51	1.8%
17 事業所数	517	

※1 収入及び支出の額は国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた額

※2 比率は収入に対する割合(以下同じ)

18 平均実利用者数	205.2人	
19 常勤換算職員数(常勤率)	3.3人	94.3%
20 福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)	2.4人	92.9%
福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率) 常勤換算1人当たり給与		
21 常勤	312,072円	
22 非常勤	172,996円	

23 利用者1人当たり収入	14,062円
24 利用者1人当たり支出	13,811円
25 常勤換算職員1人当たり給与	320,357円
26 福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与	302,245円

27 常勤換算職員1人当たり利用者数	62.1人
28 福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり利用者数	86.1人

○ 地域別の収支差の状況

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
収支差率	8.3%	-20%	7.1%	29%	22%

○ 規模別の収支差の状況

	100人以下	101~200人	201~300人	301~400人	401~500人	501人以上
収支差率	-53%	102%	0%	30%	19%	15%

(出典)平成20年介護経営実態調査

Ⅱ 福祉用具貸与・購入に関するこれまでの指摘等の概要①

【社会保障審議会介護給付費分科会答申(平成18年1月26日)】

- 福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること。



- 「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究」((財)テクノエイド協会(平成19年3月))

平成18年度、レンタル価格の分析、福祉用具貸与事業者等への実態調査等を行ったところ、主に以下の状況が見られた。(詳細資料別紙)

1 レンタル価格の分布

同一製品では、過大な価格差はみられないものの、非常に高額になるケース等(はずれ値)が一部存在。はずれ値は、請求ミス、不当な請求も考えられるが、その理由の把握や必要に応じて指導の仕組みの検討が必要。

2 利用者調査の結果

事業所の選択に際し、利用者自らが複数の事業所ごとの価格を比較するケースは少なく、価格を考慮していない利用者も約半数存在。

3 福祉用具貸与事業者の損益及び費用構造

種目によって、概ね3~4年で購入価格を回収するものと、1年で回収できるようなものがあることが想定出来た。

4 事業者の価格に関する意識

貸与価格は、他社との比較ではなく、サービス内容や仕入れコストをもとに設定している事業所が多い。

5 介護給付費実態調査の分析結果

一部の種目の利用期間を見ると、製品によっては短期間で返却する場合と、長期間貸与を受ける場合の二極化が見られる。

「1 レンタル価格の分布」に係る状況について①

「介護保険における福祉用具貸与の実態調査に関する調査研究報告書」((財)テクノエイド協会)～抜粋～

○ レンタル価格の価格差の状況①(2. 3. 1全国の状況)

福祉用具の種類毎に、給付額シェアのおおむね第3位までの商品について、シェア、価格(単位数)の分布、受給者別のレンタル価格(給付単位数)の十分位数(※1)を算出した。全国における主な福祉用具の種類における価格差(※2)の状況は以下のとおりである。

①車いす(抜粋)

図2-2 レンタル価格の分布 介助用車いす(00※※※-000※※A)

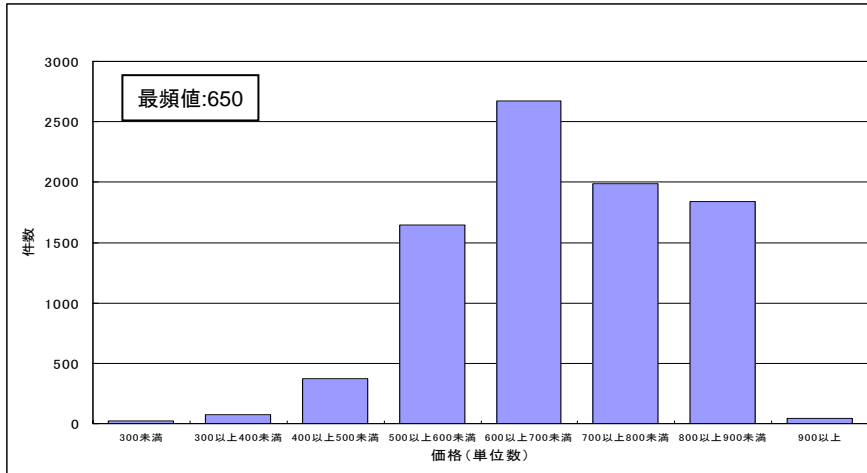


表2-2 レンタル価格の分散状況(車いす) (介助用車いす部分を抜粋)

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			十分位分散係数	
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位		第9十分位
介助用車いす	00※※※-000※※A	8,669	6.9%	6.3%	642	500	600	800	0.25
	00※※※-000※※B	7,739	6.2%	5.7%	586	540	600	600	0.05
	00※※※-000※※C	8,386	6.1%	6.1%	575	400	600	700	0.25

(※1) 受給者別のレンタル価格(給付単位数)を昇順に並び替え、件数を10等分したときの境界にあたる価格。レンタル価格(給付単位数)が安いほうから10%に位置する値を第1十分位、20%に位置する値を第2十分位、…、90%に位置する値を第9十分位、最大値を第10十分位と呼ぶ。

(※2) 価格差は、十分位分散係数として定義を行った。十分位分散係数とは、第9十分位と第1十分位の差を第5十分位(中央値)の2倍で除したもので、その値が小さいほど分布の広がり(分散)の程度が小さいことを示す。

○ はずれ値(高額)の考察とその改善方策

(2. 5レンタル価格の分布に対する考察 2.5.2 はずれ値の考察とその改善方策)

個別商品のレンタル価格について、最大値(第10十分位)に着目すると、平均値及び第9十分位と比較して、非常に高額になっているケースがある。

表2-26 レンタル価格の分散が多い例(高額)

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数		
			単位数	件数	平均	第9十分位	第10十分位
介助用車いす	00※※※-000※※A	8669	6.9	6.3	642	800	3500
	00※※※-000※※B	7739	6.2	5.7	586	600	2029
	00※※※-000※※C	8386	6.1	6.1	575	700	4083

「1 レンタル価格の分布」に係る状況について②

「介護保険における福祉用具貸与の実態調査に関する調査研究報告書」((財)テクノエイド協会)～抜粋～

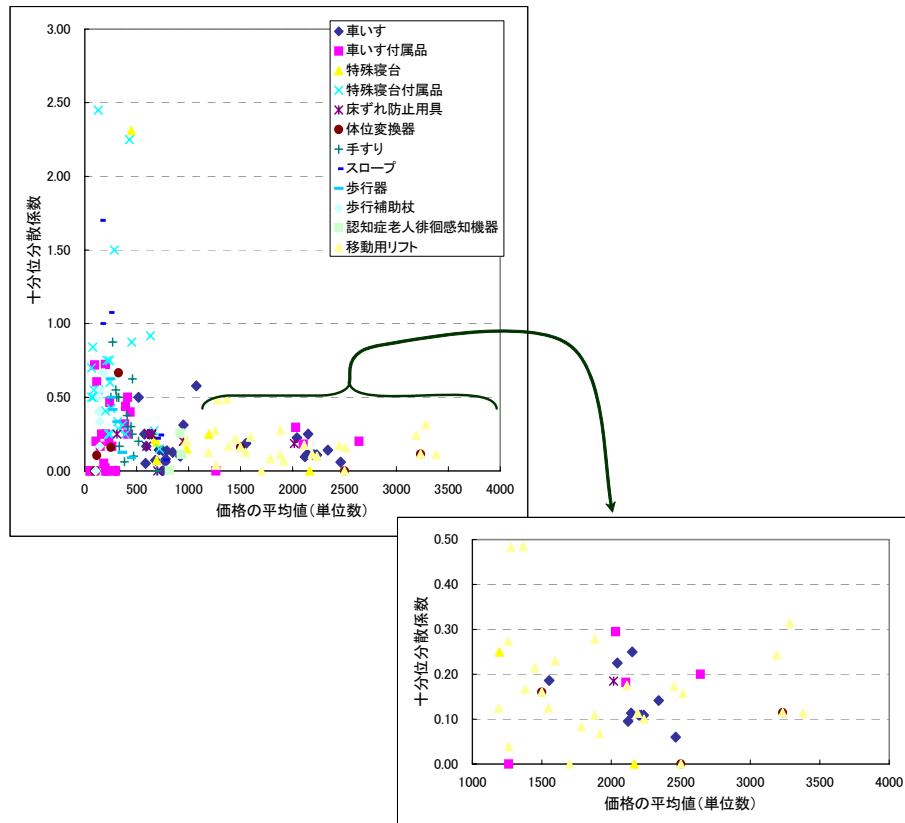
○ レンタル価格の価格差の状況②(2. 3レンタル価格の価格差の状況、2. 3. 1全国の状況)

全ての福祉用具の種類において、給付額シェアが上位3位までの商品のレンタル価格と価格差の関係を見ると、概ね以下のとおりであることがわかった。

平均単位数が1000単位を超える商品については、一部の低価格商品を除いて十分位分散係数は概ね0.3以内となっている。

レンタル価格が安い商品については十分位分散係数が大きく、1を超える商品も存在する。

図2-50 レンタル価格の分散状況図(福祉用具の種類別)

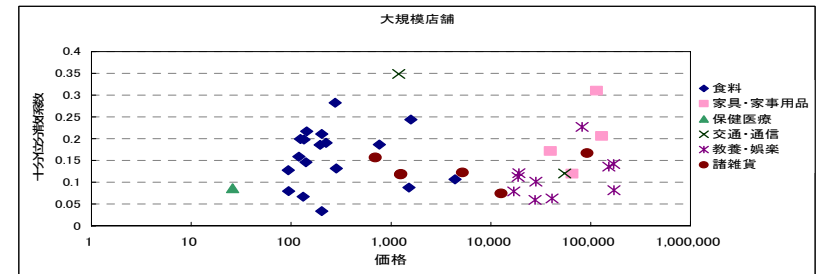


○ 他のサービス・モノとの比較(2. 4他のサービス・モノの価格との比較)

調査品目のうち、銘柄が指定されている品目について、価格差(十分位分散係数)を見ると、店舗の規模によらず、概ね、0.3以内となっている。

例えば、1000単位(自己負担額1000円)以上の福祉用具貸与の価格と比較すれば、福祉用具貸与の方が若干価格差が大きいと思われるが、過大ではない(※)と考えられる。

図2-55 他のサービス・モノの価格の分散状況図(大規模店舗)



(※) 「市場で販売されている一般的なモノの価格とすれば」ということであり、基本的に全国一律の価格になっている他の介護保険サービスと比較してということであり、基本的に全国一律の価格になっている他の介護保険サービスと比較して十分くらい分散係数が0.3(以上)の価格差があることには留意が必要。

○ 福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会の設置

前述の調査結果等を踏まえ、介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うため、平成19年9月から「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」を設置し検討を行っているところ。(座長:田中滋(慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授))

○ 検討状況

・第1回:平成19年9月3日(月)

議題:福祉用具の保険給付の在り方に関する課題の整理・明確化とその改善のための論点について

・第2回:平成19年10月22日(月)

議題:福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点について

・第3回:平成19年11月22日(木)

議題:これまでの論点整理について

【福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会における議論の状況①】

- 前述の調査研究結果に基づき、以下のとおり課題を分類し、整理の上、御議論頂いているところである。

- 論点1(価格差ではなく、記入ミスや不正請求と推測される外れ値が存在しているではないか)
- 論点2(利用者は適切な情報を得た上で選択を行っているか、市場原理が働いていないのではないか)について

「当面の課題に対する論点整理(案)」(以下、「論点整理という。’)として提示の上議論頂き、概ね合意が得られたところである。

○ 論点整理に基づく主な議論の状況

1. 福祉用具の情報提供に関する事項

①いわゆる「外れ値」への対応について

- ・外れ値が存在していることは不適切。何らかの対応が必要。
- ・都道府県等が事業者に対して適切な意見を述べる等の指導等を行い、適正化を図るべき。
- ・要因等を保険者等が把握すれば良いのではないか。
- ・都道府県等は国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、外れ値の実態と要因を調査し、公表すべき。
- ・公表する場合、利用者やケアマネジャーへ情報が提供できる仕組みが必要。

②情報提供の方法について

- ・利用者の選択には、価格、機能、サービス内容の情報が提供される必要がある。
- ・利用者が判断することを基本とすべき。
- ・国保連合会介護給付適正化システムを活用し、事業所毎の貸与価格等を利用者等へ通知する等の情報提供システムの構築が必要。
- ・利用者等が、当該価格が都道府県内等との比較が出来ることが必要。
- ・ケアマネジャー等には、福祉用具の貸与価格について理解し、利用者にもその情報が効果的に活用させるよう、援助する役割が重要。

○ 論点3(平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される福祉用具種目は、貸与という給付方式に馴染まないのではないか)について

「当面の課題に対する論点整理(案)」として提示の上議論頂いたが、基本的な方向性等についてさまざまな議論を頂き、意見集約が難しい状況である。そのため、今後とも調査研究の上、議論を継続することが必要である。

○ 論点整理に基づく主な議論の状況

2. サービスの適正化・効率化に関する事項

②給付方法の適正化について

- ・貸与種目には、メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものが含まれているため、必要以上の給付費が費やされているのではないか。
- ・軽度者からの利用が多く、結果的に長期間の利用となるものや、選定がきちんと行われたもの、比較的安価なものは貸与から販売としてはいいのではないか。

【主な議論】

- 歩行補助つえ、歩行器、手すりなどは購入種目へ移行してよいのではないか。
- 加齢に伴う心身の状態に応じたサービスを提供する介護保険制度の原則に則り貸与を基本としている制度の根本論について検討が必要。
- 身体状況の変化への対応、安全性の確保のため、貸与方式を維持すべき。
- 見直すのであれば、販売価格と貸与価格の実態を把握し、その上で対応を行うべき。
- 安価なものは販売ではなく、貸与、販売種目の選択制にできるようにすべき。
- ・販売においても、適切な選定、試用、メンテナンス等の体制を担保するとともに、責任の所在を明確化すべき。
- ・販売においても、利用者の不注意な使用や、保守点検の不備による事故の発生を防ぐため、安全性を担保する必要があるのではないか。
- ・貸与種目から販売種目へとする場合には、一定の経過措置期間の設定が必要ではないか。

- 論点4(現に貸与に要した費用の中に不明瞭なコストが存在しているのではないか、提供するサービスに対する価格は適切かどうか、人的サービス、物的サービス両方を分ける必要があるのではないか、サービスの質の内容は確保されているか)について

「当面の課題に対する論点整理(案)」としてアセスメント、モニタリング等の一部につき議論頂いたが、具体的な手法については、合意が得られておらず、検討が必要な状況。また、医療サービス、施設等の関係機関との連携や、福祉用具専門相談員等の質の向上等、関連する問題も多いことから、今後とも調査研究の上、検討を行うことが必要。

○ 論点整理に基づく主な議論の状況

2. サービスの適正化・効率化に関する事項

①サービスの質の向上について

- ・導入時のアセスメント、利用者の状態像を考慮したマネジメントが必要
- ・貸与事業者は、居宅サービス計画を踏まえたサービスの実施、定期的な使用状況の確認が必要。

【主な議論】

- 居宅サービス計画の目標を踏まえ、連携すれば良いのではないか。
- 福祉用具貸与でもPDCAが行えるよう、個別サービス計画が必要ではないか。
- ・モニタリングを活用し、正しい利用や安全性を確保すべき。
- ・福祉用具専門相談員のモニタリングの際のチェック基準を明確化すべき。
- ・メーカーもチェック基準を公表し、当該基準をメーカーへフィードバックする等の対応が必要。
- ・福祉用具の提供には、ケアマネジメントとともに、OT・PT等の専門職との連携、更生相談所等のバックアップシステムを利用してはどうか。

- 論点5(利用者の状態像の予後に応じた給付が行われていないのではないか)等について様々な議論を頂いているが、具体的な対応方針等については議論出来ていないところ。今後とも調査研究の上、議論を継続していくことが必要。

【福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会における議論の状況②】

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」に係る意見

社団法人日本福祉用具供給協会（H19. 10. 22）

4. 3種目（歩行器、杖、手すり）の貸与方式の見直し

これらの移動機器に関しては軽度者・中重度者を含めいずれも正に身体状況への対応が必要とされる用具です。従って、身体状況への対応等を配慮するとレンタル方式が望ましいと考えます。

「要望書」

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）（H19. 11. 22）

1. 利用者の安全性の確保について

日本福祉用具・生活支援用具協会では、福祉用具の安全性を確保するためには福祉用具の製造にあたって安全な製品を製造するだけでなく、それが利用者の手へ渡ってから保守点検等のメンテナンスによる安全性の確保が重要と考えております。現在の介護保険制度における貸与販売いずれにおいても取扱変更の際には、その点を留意していただきますよう、要望いたします。

～以下略～

2. 身体状況の変化への対応について

手すり、歩行器、歩行補助つえについては、利用者の身体状況の変化により、設置場所や用具の交換が必要になります。また、スロープにつきましても、介助者の身体状況の変化や使用する車椅子の機種変更によりスロープを交換する必要性があります。

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」への意見

福祉用具国民会議 実行委員会（H19. 11. 15）

1. 介護保険制度における福祉用具は、利用者の状態像や環境の変化に対応するために、レンタルが原則となった経緯がある。この考え方は利用者が常にフィットする用具を使用できるという点で画期的なものであると考える。レンタルの基本は、利用者への適合性を確保するという視点であり、価格の視点ではないことをあらためて認識いただき、「購入」は例外的な対応との基本を維持していただきたい。

8. 福祉用具貸与の仕組みを変更する場合には、施行後の貸与・販売（購入）・住宅改修のサービス状況を検証していただきたい。現行制度の優位点や課題を明らかにする検証作業をおこなった上で制度変更を行っていただきたい。

Ⅱ 福祉用具貸与・購入に関するこれまでの指摘等の概要②

「平成21年度介護報酬改定に関する意見書」

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)(H20. 9. 18)

- 福祉用具については、製品そのものの安全性確保はもちろん重要であるが、利用者の手へ渡ってからの保守点検等メンテナンスによる安全性の確保も極めて重要だと考えており、このため、関係者への教育、啓発に更に努めていただきたい。

「社会保障審議会介護給付費分科会ヒヤリングに係る要望等協会の概要」

社団法人日本福祉用具供給協会 (H20. 9. 18)

- 介護保険対象種目の見直し及び介護マンパワーの代替としての有効活用を要望致します。
＜理由＞
在宅介護を促進する上でも、現在の貸与種目では足りないのではないかと考えられます。今後、老々介護が多くなり他人の援助が難しくなると、なお更種々な福祉用具が必要になってきます。
また、介護マンパワーの確保が深刻な問題になってきているので、マンパワー確保の代替として福祉用具の活用を図ることにより、介護費全体の削減効果につながります。
- サービスの質の向上を担保するため、福祉用具専門相談員の質の向上等に対する支援を要望致します。
 - 新たな資格制度の創設
 - モニタリングの在り方を運営基準に明記すること等

Ⅲ 福祉用具貸与の保険給付についての対応案

- 福祉用具貸与費用の適正化を図るため、介護報酬改定に伴うシステム改修の際に次の措置を講じ、都道府県、市町村等における対策の推進を支援する。
 - ・ 都道府県及び市町村が、国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、製品毎等の貸与価格の分布状況を把握、分析し、公表することを可能とする。
 - ・ 市町村が利用者へ送付する介護給付費通知において、現に要している福祉用具貸与の価格情報に加え、同一製品の価格幅や価格幅以外であるもの等を通知することを可能とする。

- 福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等の保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、福祉用具貸与事業所による訪問、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行うとともに、その状況を踏まえつつ、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、引きつづき議論・検討を行う。

平成 19 年 7 月 13 日

財団法人テクノエイド協会

介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究 調査結果の概要

I. 事業の目的

介護保険における福祉用具貸与に係る介護報酬については、公定価格ではなく、現に福祉用具貸与に要した費用の額が介護報酬とされており、指定貸与事業者ごとに貸与価格が設定されている。また、同じ商品であっても新品と一定期間使用されたものとは貸与価格が異なること、事業者の規模等により管理費用および流通費用が異なること等により、事業者によって価格差が生じている。

今般、同一の商品において想定しにくい価格差が生じているケースが指摘されており、全国規模での実態の把握が求められているところである。

本事業では、介護保険給付実態調査による個票データを基に、同一福祉用具についての価格差の実態について調査するとともに、貸与事業者における収支の状況、貸与価格の設定方法、さらに実際の介護保険福祉用具利用者に対して、貸与サービス全般に関する意識調査等を行うことにより、介護保険における福祉用具貸与事業の実態および課題について、明らかにすることとした。

II. 事業の実施概要

1. 調査研究委員会の設置

本事業実施にあたり、学識経験者や実務者等から構成する検討委員会を設置した。

2. レンタル価格についての分析

介護給付費分科会等から指摘された貸与価格の価格差の実態について、介護給付費実態調査によるデータを基に、貸与価格の分布から分析を行った。

3. 福祉用具貸与事業者に対する実態調査等

福祉用具貸与事業における損益及び費用構造等を把握する目的から、実態調査を行うとともに、貸与価格の設定方法等を把握するためのアンケート調査を行った。

①調査対象

都道府県知事の指定を受けている福祉用具貸与事業所を対象として、平成 18 年 9 月

30日時点で「WAM-NET（ワムネット）」（独立行政法人福祉医療機構における福祉・保健・医療関連の情報を提供するための総合的な情報サイト）に登録されている9,003事業所を級地及び従事者数で層化し、抽出率2分の1で無作為抽出した4,502事業所を対象とした。

②調査方法

郵送配布及び郵送回収

③調査期間

- ・調査月：平成18年11月
- ・発送日：平成18年12月14日
- ・提出期限：平成19年1月22日

④調査票

「平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査 A票」（別添）

→ 損益や資産取得状況等を把握する目的

「平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査 B票」（別添）

→ 価格行動等を把握する目的

⑤回収状況

事業所調査は、1,199事業所から提出があり、回収率は28.9%。集計・分析は記入内容の疑義等について解消された195事業所について行った。

①発送数	4,502
②休止廃止等	353
③回収数	1,199
④有効回答数	195
回収率(③/(①-②))	28.9%
有効回答率(④/(①-②))	4.7%

分析対象とした調査票は小数にとどまったが、これは整合性が確保された正確なデータ集計を行うためにサンプルを絞り込んだためである。（電算審査基準を設定のうえ記載された数字の整合性が確認されたもののみを集計の対象とした。）

また、この事業所の損益及び費用構造等に関する分析結果は、必ずしも現在の福祉用具貸与事業所全体を代表するものではなく、現時点で福祉用具貸与事業を独立的に会計把握している一部事業所の状況であることに留意する必要がある。

4. 利用者に対する調査

利用者の介護保険貸与価格等に関する意識及び、貸与事業者選定にあたって特に留意している事項等を把握するためのアンケート調査を行った。

①調査対象

日本介護支援専門員協会の協力を得て、全国の介護保険における福祉用具貸与利用者のうち、車いす又は特殊寝台を利用している 1,400 人を調査対象とした。

都道府県毎の調査数については、各県における高齢者人口に応じて比例配分を行い対象人数の抽出を行った。

②調査方法等

同協会所属の介護支援専門員が、実際に利用者宅へ訪問し、聞き取り調査を行った。

③調査月等

- ・調査月 : 平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月
- ・発送日 : 平成 18 年 12 月 22 日
- ・提出期限 : 平成 19 年 1 月 22 日

④調査票

「平成 18 年度 介護保険における福祉用具貸与の実態調査【利用者（車いす・特殊寝台）調査票】」（別添）

→ レンタルサービスに対する意識に関する事項等

⑤回収状況

利用者調査は、708 人から提出があり、回収率は 50.6%であった。

①発送数	1,400
②回収数	708
回収率(②/①)	50.6%

Ⅲ. 調査結果の概要

1. レンタル価格の分布について

介護給付費実態調査の個票データを用いて分析を行った。

利用したデータの概要は、以下の通りである。

- 分析の対象とした期間は、2005年（平成17年）4月～2006年（平成18年）3月までのサービス提供分とした。
- 福祉用具貸与の給付費明細書のうち、「摘要」欄に「TAISコード¹」が入力されていないデータについては、商品を特定できないため、分析から除外した。
- 福祉用具貸与の利用日数が1ヶ月間に満たないデータについては、分析から除外した。

	①平成17年度 介護給付費実態調査 (千件)	②分析の対象とした 請求件数 (千件)	②/①
1 車いす	4,992.2	2,420.4	48.5%
2 車いす付属品	1,017.7	434.4	42.7%
3 特殊寝台	8,269.8	4,160.3	50.3%
4 特殊寝台付属品	20,801.1	10,423.1	50.1%
5 床ずれ防止用具	1,737.7	935.6	53.8%
6 体位変換器	100.5	23.1	22.9%
7 手すり	678.4	293.1	43.2%
8 スロープ	614.4	254.9	41.5%
9 歩行器	1,484.7	582.9	39.3%
10 歩行補助つえ	723.4	334.6	46.3%
11 認知症老人徘徊感知機器	21.8	5.7	26.0%
12 移動用リフト	553.4	259.4	46.9%

福祉用具の種類別²に、給付額シェアの第3位までの商品について、シェア、価格の分布、受給者別のレンタル価格³（給付単位数）の十分位数⁴を算出した。また、価格差の大きさを十分位分散係数を用いて評価した（十分位分散係数とは、第9十分位と第1十分位の差を第5十分位（中央値）の2倍で除したもので、その値が小さいほど分布の広がり（分散）の程度が小さいことを示す）。

その結果、ごく一部にはずれ値はあるものの、平均単位数が1000単位を超える商品についての十分位分散係数は、概ね0.3以内に収まっており、全国物価統計との比較においても、

1 「TAISコード」とは、各企業から提供された福祉用具の所在を的確に認識するためのデータベース管理コードである。企業を認識するための5桁の「企業コード」と、その企業内の福祉用具を認識するための6桁の「福祉用具コード」をハイフンで結んだもの。(00000-000000)

「TAIS」とは、「Technical Aids Information System」の略。財団法人テクノエイド協会が構築し運用している福祉用具の情報提供システムを指す。(http://www.techno-aids.or.jp)

2 福祉用具の種類は、CCTA95に基づいて分類を行った。CCTA95は、(財)テクノエイド協会が「ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの」として制定した福祉用具の分類コードである。

3 受給者が当該商品を利用している期間中の平均給付単位数をレンタル価格として定義を行った。

4 受給者別のレンタル価格（給付単位数）を昇順に並べ替え、件数を10等分したときの境界にあたる価格。レンタル価格（給付単位数）が安いほうから10%に位置する値を第1十分位、20%に位置する値を第2十分位、・・・、90%に位置する値を第9十分位、最大値を第10十分位と呼ぶ。

実態として過大な価格差は認められなかった。

また、同様の分析を地域区分別や事業者規模別、競合する事業所数別等でも試みたが上記と同様、実態として過大な価格差は認められなかった。

なお、はずれ値はごく一部であったが、著しく高額な請求がなされている商品については、その理由を把握したり、必要に応じて指導したりするしくみの検討も必要と考えられる。

2. 福祉用具貸与の価格の動向について

(1) 介護給付費実態調査からの分析

介護給付費実態調査のデータを用いて、CCTA95 の分類に基づく、介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動ギャッチベッドについて、2003年(平成15年)4月～2006年(平成18年)3月のレンタル価格の推移をみると、価格は概ね下落傾向にあった。

また、福祉用具種類別に貸与価格の推移を見た結果、貸与価格の下落は、市場に新製品が投入される際にレンタル価格が下落することで、全体の平均価格も下落する傾向にあると推察される。

介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動ギャッチベッドについて、要介護度別の継続利用期間を算出した結果、要介護度が高いほど、継続利用期間が短い傾向にあることが確認された。

(2) 事業者の価格に関する意識

事業者に対するアンケート調査結果によれば、サービス内容を勘案し設定していると回答した事業所が39.2%、仕入れ先が参考として示すレンタル価格を参考に設定していると回答した事業所が34.6%、他の事業所を参考に設定していると回答した事業所は18.5%であった。

このことから福祉用具貸与事業では、他社との比較の中で価格を設定するよりも、サービス内容や仕入れコストをもとに設定している事業所が多い市場であることが推察される。

(3) 利用者調査の結果

貸与事業所の選択に際し、利用者自らが複数の事業所ごとの価格を比較するケースは少なく、また、介護支援専門員も複数の事業所の情報を利用者に提供するケースが少なくと推察される。

なお、「価格はほとんど考慮しなかった」と回答した利用者は約半数で、その理由の43.5%は「介護支援専門員の判断にまかせている」と回答しており、費用の9割が保険給付される介護保険の仕組みのなかで、サービス需要の価格弾力性が低くなっている可能性が窺える。

これらの結果から、現状では、利用者側の需要行動で価格が決定されていると言うよりも、概ね事業所(或いはレンタル卸業者)の意向によって価格決定されている状況が

推測される。

以上の結果からサービス内容や貸与価格に関する情報、さらには利用者自らが比較検討できるような環境作りが必要であるものと考えられた。

3. 福祉用具貸与事業の損益及び費用構造

福祉用具貸与事業所を対象とした経営実態調査の結果、一部の大規模な事業所についてはわずかな黒字が確認できるものの、全国的な傾向としては、赤字傾向にあることが確認された。

また、レンタル卸を利用しているような小規模な事業所では経営状況の厳しさが確認された。

黒字事業所と赤字事業所とでは、利用者数および収益の差に較べて費用の差が小さいことから、事業規模の差に較べて固定費の総額は大きな差が生じておらず、規模拡大によるメリットを得やすい構造の可能性が窺われた。

また、貸与する福祉用具は、種目によって、概ね3～4年で購入価額を回収するものと、1年で回収できるようなものがあることが想定できた。

貸与事業における費用構成については、居住系サービスに近いことがわかった。

IV. まとめ

介護保険制度における福祉用具貸与サービスは、競争的な市場メカニズムを実現することにより適切なサービスが安価に提供されることを期待されたが、今回の調査では、必ずしも競争的な市場にはなっていないことがわかった。福祉用具貸与は、モノだけでなくサービスも含まれていることもあり、利用者側が値頃感を得にくい業態であるなど、情報の非対称性が指摘できるが、事業者、利用者ともに自由市場におけるサービスの提供／選択に慣れていない側面もあると考えられる。

今後は自由価格市場におけるメリットをより明確にすることが重要であり、その実現を促す情報提供を促進するとともに、貸与事業者に求められているサービス内容に見合う対価に着目した価格のあり方を明確にすることが重要である。

また、自由価格市場におけるメリットが実現されることを前提に、福祉用具貸与における保険給付のあり方についても検討が進められることが望まれる。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

1 介護保険制度における福祉用具・住宅改修の対象について

- 介護保険制度における福祉用具貸与・購入、住宅改修の対象については、告示においてその種目、種類を定めているが、具体的な製品や改修の内容までは定めていない。
- 種目、種類については、それぞれ、「福祉用具の範囲の考え方」、「住宅改修の範囲の考え方」（以下「範囲の考え方」という。）（別紙1参照）に基づいて定められる。
- 当該福祉用具や住宅改修が、告示で制定している種目や種類に該当し、保険給付の対象となるか否かは、保険者において判断されている。
- 種目や種類の拡大等については、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において、検討することとしている。

2 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について（別紙2参照）

1 目的

福祉用具の種目・住宅改修の種類について、事業者等の要望により、新たな種目の拡充等が必要な場合に、その是非等について専門家により検討すること

2 開催状況

福祉用具等の拡充等による介護保険財政への影響を考慮し、原則として、介護報酬改定の前年度に開催している。

3 検討事項等

検討会開催前に事務局（老健局振興課）が、事業者等に対し、

新たに介護保険給付対象とすることを要望する製品、改修について、調査を実施し、とりまとめの上、以下の事項について、検討会において検討することとしている。

① 初めて要望があった製品、改修について

ア) 現行の種目、種類には該当しないが、「範囲の考え方」に掲げる要件に合致すると考えられるもの

→ 当該製品、改修の安全性や衛生面等を考慮した上で、新たに種目、種類として定めることが適当か否かを検討する。

イ) 現行の種目、種類に該当せず、「範囲の考え方」に掲げる要件に合致するか否かについて、検討会における判断を要すると考えられるもの

→ 要件に合致するかを検討した上で、仮に要件に合致した場合には、上記ア)と同様の検討をする。

② 過去に要望のあった製品、改修について

過去に要望のあった製品、改修で「範囲の考え方」の要件に合致するものの、検討会において安全性等の問題により、新たな種目、種類として認められなかったものが再度要望された場合には、問題点が改善されたか否かを検討する。

4 検討結果について

第4回（H20.10.8）及び5回（H20.10.21）検討会の結果は、以下のとおりである。

第4回及び第5回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での検討結果

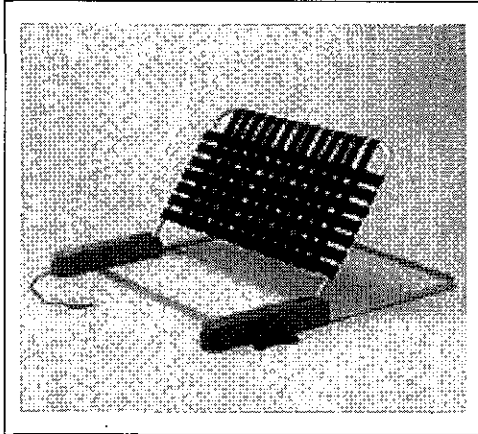
○ 保険給付の対象とする方向として結論づけられたもの

告示種目・種類	要望内容	委員からの指摘事項等
【福祉用具(貸与)】		
・体位変換器	・起き上がり補助装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上の観点から、床等の上での使用に限定すべき。 ・ 比較的大きなスペースを要する特殊寝台を使用せずに、起きあがりの動作を補助できる。 ・ 特殊寝台導入せずとも起きあがりの動作を補助できるため、費用が低廉に抑えられるのではないか。
・認知症老人徘徊感知機器	・離床センサー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症要介護者等を抱える家族にとって有用。 ・ 新たに開発された用具であるが、現行の告示種目においても、保険給付の対象に含まれるものである。
・移動用リフト(つり具の部分を除く。)	・階段移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の保険者が保険給付の対象としていることを鑑み、保険給付の対象とすることを明らかにし、さらに、安全性の確保を徹底すべき。 ・ 操作者は講習受講者に限る等、利用に当たっての安全性を確保すべき。
【特定福祉用具(販売)】		
・特殊尿器	・自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真に必要な者、(例えば排便に全介助を要する等)の利用に限定すべき。 ・ 衛生面等に問題がある製品が保険給付の対象とされないようにすべき。
・入浴補助用具	・入浴用介助ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助者の安全性、負担軽減に資するものであり、非常に有用なものである。 ・ 入浴補助用具の一つとして位置付けられるが、他の入浴補助用具を代替する機能を有するものであるため、一概に費用が増加するとは言いえないのではないか。
【住宅改修】		
・引き戸等への扉の取替え	・引き戸等の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設する場合は、他の改修と比較して費用が低廉に抑えられる場合があり、その場合に限り保険給付の対象とすべきではないか。

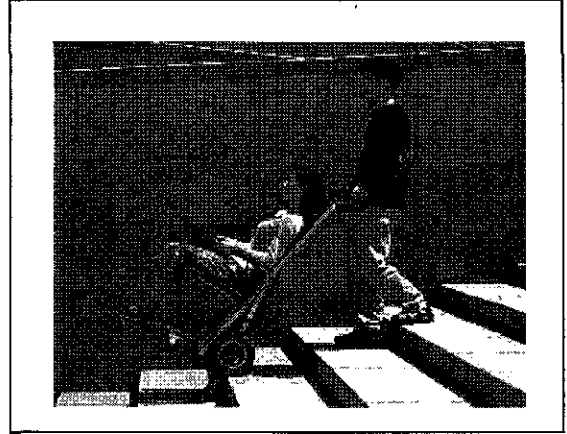
○ 検討会で議論したその他6つの福祉用具・住宅改修の種目、種類については、検討の結果、保険給付の対象としない方向として結論づけられた。

(具体的イメージ)

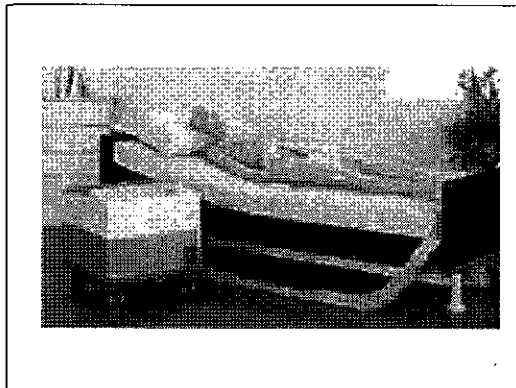
起き上がり補助装置



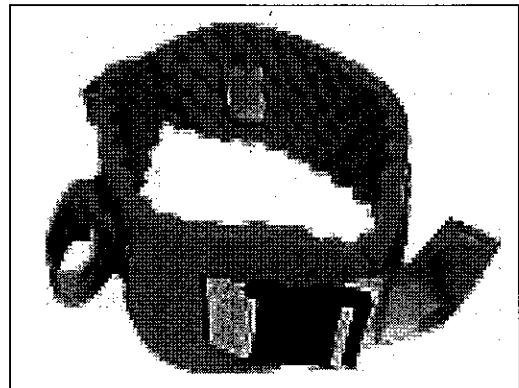
階段移動用リフト



自動排泄処理装置



入浴用介助ベルト



介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料ベース(H10.8.24))

福祉用具の範囲

1. 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
2. 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
3. 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
4. 在宅で使用するもの
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
5. 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
6. ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
(一般的に低い価格のものは対象外)
7. 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排せつ関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会(H10.8.24)資料ベース)

住宅改修の基本的考え方

- 1 在宅介護の重視、自立支援の観点から、福祉用具導入の際に必要な段差の解消、手すりの設置などの住宅改修を対象。
- 2 一方、個人資産の形成、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家との受益の近郊を考慮し、小規模なものとする。

住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの住宅改修の状況調査の結果、改修箇所にかかわらず、段差の解消が多く、ドアの引き戸化、洋式便器化、浴室では滑り止めや床材変更、寝室では床材変更が共通。
- 2 基本的考え方、状況調査結果を勘案し、需要が多くかつ、比較的小規模な工事を対象とする。
- 3 なお、上記より支給限度額も小規模となるが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせる行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の運営について

1 趣 旨

介護保険の給付対象となる福祉用具や住宅改修について、利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、種目・種類の拡充を行おうとする場合に、その是非や内容等について検討を行い、品目の取り入れ等の円滑化に資すること等を目的として、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 検討会のメンバーは、学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等の中から厚生労働省老健局長が招集する。
- (2) 座長を置き、互選によりこれを定める。座長はメンバーを総括する。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省老健局振興課において行う。

3 検討事項

- (1) 介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や、種目・種類の拡充についての妥当性や内容についての検討
- (2) その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること

4 検討会の運営等

- (1) 検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。
- (2) 検討会は、原則として公開とする。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 メンバー表

伊藤 利之（横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問）

井上 剛伸（国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長）

鳥山みち子（名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院
第2リハビリテーション部介護保険科長）

久留 善武（社団法人シルバーサービス振興会 企画部長）

三谷 茂男（北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課 課長）

村尾 俊明（財団法人 テクノエイド協会 常務理事）

◎ 山内 繁（早稲田大学 人間科学学術院 特任教授）

渡邊 慎一（社団法人 日本作業療法士協会 福祉用具委員会 委員長）

（敬称略・50音順）

◎：座長

福祉用具・住宅改修に対する要望に関する調査について

1 調査の目的

介護保険制度における福祉用具及び住宅改修についての現状及び要望について把握し、介護保険の給付対象となる福祉用具や住宅改修の種目、種類の追加や拡充等を検討する際の参考とすることを目的とする。

2 調査の実施及び結果について

以下の保険者、団体等に対し、新たに介護保険給付の対象とすることを要望する福祉用具及び住宅改修の具体的な製品や改修等について調査を実施し、回答を得た。

(1) 保険者からの要望

- ・ 全国の都道府県に対し、市町村調査（※）を実施

※ 各都道府県において、原則として任意の2市町村を選定し、当該市町村に対して実施したもの

- ・ 要望数（製品及び改修の数 以下同じ）…福祉用具：127 住宅改修：52

(2) 介護実習・普及センターからの要望

- ・ （財）テクノエイド協会が全国の介護実習・普及センターに対し、調査を実施

- ・ 要望数…福祉用具：12 住宅改修：3

(3) 福祉用具製造・供給事業者からの要望

- ・ 日本福祉用具供給協会及び日本福祉用具・生活支援用具協会が各団体の会員企業に対し、調査を実施

- ・ 要望数…福祉用具：294 住宅改修：94

(4) (財) テクノエイド協会における介護保険福祉用具・住宅改修情報検討委員会からの要望

- ・ (財) テクノエイド協会において実施した介護保険福祉用具・住宅改修情報検討委員会における委員の意見等を取りまとめたもの

- ・ 要望数…福祉用具：12 住宅改修：3

(5) その他からの要望

- ・ (財)テクノエイド協会が一般公募したもの
- ・ 要望数…福祉用具：11 住宅改修：2

(6) 総計

- ・ 要望として挙げられた福祉用具の製品数：456
- ・ " 住宅改修の数：154

3 要望の意見集約

- ・ 2において収集した要望を事務局の厚生労働省老健局振興課において集約し、「範囲の考え方」に照らし、
 - ① 初めて要望があった製品、改修であって、現行の種目、種類には該当しないが、上記の考え方に掲げる要件に合致すると考えられるもの
 - ② 初めて要望があった製品、改修であって、現行の種目、種類には該当せず、上記の考え方に掲げる要件に合致するか否かについて、判断を要すると考えられるもの
 - ③ 過去に要望があった製品、改修で、上記の考え方の要件には合致するものの、安全性の問題等により、新たな種目、種類として認められなかったものについては、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討事項とした。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の位置づけ

